

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 J 1 - 1 4
- 2 案件名 宝塚市ひろば等整備工事（その14）
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年（2024年）3月29日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小林2丁目9-26
社名：株式会社田島組

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第6号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

本工事は、宝塚駅前再開発事業の際に制作された彫刻作品を、現在整備中の新庁舎・ひろば整備事業地に移設、展示するもので、彫刻作品の展示にあたっては、作品の魅力を最大化するようデザインした台座を具現化する必要があるほか、彫刻作品、台座、周辺施設が一体となった親和性に最大限の配慮が必要です。

一方、新庁舎・ひろば整備事業地では、本庁舎と第二庁舎に囲まれた狭い工事区域で、建築工事と土木工事が緊密に連携しながら、令和6年（2024年）4月のオープンに向けて急ピッチで工事を進めています。

本工事は、土木工事の工事区域や工事期間と重複し、工程管理、安全管理を一括して行わなければ、責任体制が不明確になるほか、彫刻作品、台座、周辺施設の親和性に著しい支障が生じるおそれがあります。

以上のことから、土木工事の受注者である上記相手方と特名随意契約を締結するものです。

7 問合わせ先

課名：道路建設課 内線：2307